

県立病院改革プランの概要

基本的事項

1 改革プラン策定の趣旨

少子・高齢化の進展、医療の高度化・専門化、医療制度の抜本的改革など、病院を取り巻く環境が大きく変化する中、県立病院が、今後とも安定的かつ継続的に良質な医療を提供していけるよう、経営改革を推進していくための指針として、「県立病院改革プラン」を策定する。

2 改革プランの位置付け

国の「公立病院改革ガイドライン」により策定が求められた「公立病院改革プラン」として策定

3 計画期間

- 「経営の効率化」について 平成21年度～平成23年度の3年間
- 「経営形態の見直し」について 平成21年度～平成25年度の5年間

県立病院の現状

- 1 病院の概要
- 2 病院経営の状況
- 3 病院をめぐる環境の変化
 - (1) 医療制度改革
 - (2) 診療報酬改定
 - (3) 公立病院改革
 - (4) 県政集中改革

県立病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方

1 山口県保健医療計画等における県立病院の位置付け

へき地医療、救急医療（小児救急医療）、精神科救急医療、大規模自然災害医療、新興・広域感染症医療、がん医療、小児・周産期医療の各分野において、県立病院は地域あるいは全県レベルの中核的な役割を担っている。

2 県立病院の果たすべき役割

- 県内医療機関との役割分担と連携のもと、県立病院に求められる政策医療を中心に、質の高い医療を効率的に県民に提供する。
- 医療従事者の研修受入等による人材の育成、臨床研究の推進、各種医療政策への参画などを通じ、本県医療の質の向上に貢献する。

3 一般会計負担の考え方

県立病院として、独立採算を原則に効率的な経営を行いつつ、不採算医療に要する経費等については、国の定める基準等に従って、県の一般会計が負担する。

公立病院の再編・ネットワーク化への対応

- 県立病院は、がん、救急、周産期、へき地、精神科等の各医療分野において本県の中核的な役割を担う。
- 県立病院の果たすべき役割等を踏まえ、今後とも、両病院がその役割を果たしていけるよう、県内医療機関との役割分担と連携をさらに進め、両病院について、その医療内容に応じた機能の充実を図る。

経営の効率化

1 経営指標に係る数値目標

○ 総合医療センター

項 目		19年度	20年度	23年度
病院 財務	経常収支比率	97.1%	100.5%	100%以上
	職員給与費対医業収益比率	56.4%	55.0%	55%以内
	一般病床利用率	91.4%	95.0%	95%以上
	平均在院日数	16.2日	16.0日	16日以内
医療 機能	MFICU・NICU延べ利用患者数	5,244人	5,200人	5,200人以上
	がん治療機器(リニアック)延べ使用回数	5,311回	8,000回	9,000回以上
	救命救急センター入院患者数	3,742人	3,700人	3,700人以上
	へき地巡回診療実施回数	100回	100回	100回以上

○ こころの医療センター

項 目		19年度	20年度	23年度
病院 財務	経常収支比率	94.8%	92.0%	95%以上
	職員給与費対医業収益比率	76.7%	76.0%	75%以内
	病床利用率	93.3%	95.6%	95%以上
	平均在院日数	155.4日	143.0日	120日以内
医療 機能	措置・応急入院患者受入れ比率	39.0%	60.0%	65%以上
	入院期間5年以上在院者率	25.2%	23.0%	20%以下
	専門外来延新規患者数	58人	120人	200人以上

2 目標達成に向けた取組

医療機能の充実
 医療の安全性の確保と患者サービスの充実
 医療情報化の推進
 本県の医療提供体制の充実に向けた支援
 経営基盤強化のための取組

3 収支見通し

経営形態の見直し

- 1 現在の病院運営における課題と経営形態見直しの必要性等
 - (1) 現行の経営形態(地方公営企業法の一部適用)
 - (2) 現在の病院運営における課題と経営形態見直しの必要性

○以下の課題を抜本的に解決するためには、病院事業の経営形態の見直しが必要

人事、予算、経営に関する権限が分散し、診療報酬改定など環境変化への迅速な対応が困難
良質な医療を提供するために必要な人員の確保が困難
専門的な知識を有する事務職員の養成・配置が困難
経営改善のための取組に限界あり

- 2 国及び他の都道府県立病院における経営形態見直しの状況
- 3 県立病院における新たな経営形態の検討
 - (1) 本県の県立病院において採用が可能な経営形態

地方公営企業法の全部適用
地方独立行政法人(公務員型・非公営員型)
指定管理者制度

- (2) 各経営形態の制度概要
- (3) 本県の県立病院にふさわしい新たな経営形態の検討
 - ア 経営形態を検討するに当たっての基本的な考え方

「安定的かつ継続的に良質な医療を提供すること」と「効率的な病院経営による収支の均衡」の両立が必要

イ 各経営形態を比較検討するに当たっての視点

- 1 将来にわたり良質な医療を安定的に提供できるか
県立病院が担うべき医療を安定的に提供できるか
不採算医療に要する経費等は確保されるか
病院を取り巻く環境の変化や、患者ニーズの変化に対応した医療人材の確保や人員配置が柔軟かつ弾力的にできるか
- 2 効率的な病院経営が可能か
経営責任の明確化が図られるか
柔軟な予算執行等によるコストの適正化や、診療報酬改定等に応じた柔軟かつ弾力的な予算措置が可能か
職員の意欲向上に資する給与体系、経営状況や労働市場に応じた給与体系を構築できるか
病院の経営管理に関するノウハウの蓄積が可能か

ウ 各経営形態の比較検討

エ その他経営形態を比較検討するに当たっての留意点

- 地方独立行政法人（非公務員型）及び指定管理者制度については、医療観察法により、精神科医療における「指定入院医療機関」の指定を受けることができない。
- 地方独立行政法人については、新しい制度であり、病院運営についてのメリット・デメリットや成果の検証が十分に行われていない。

オ 本県の県立病院にふさわしい新たな経営形態について

- 地方公営企業法の全部適用では、地方自治法、地方公務員法等が適用されるため、現在の病院運営上の課題を十分に解決することができず、将来にわたる県立病院の経営形態としては不十分である。
- 指定管理者制度では、県立病院に求められる医療の安定的な提供が図られるか疑問であり、選択できない。
- 地方独立行政法人の場合、人事や予算などについて自律的かつ機動的な対応が図られ、柔軟な病院運営が可能である。

(4) 今後の方向性

- 経営形態としては、制度上、地方独立行政法人が最もふさわしいと考えられるところであり、平成23年4月を目途に地方独立行政法人へ移行することとし、具体的な検討・準備を進める。
- 公務員型、非公務員型の別については、こころの医療センターにおける医療観察法指定入院医療機関の整備に関する取組方向等を踏まえ、検討を行う。